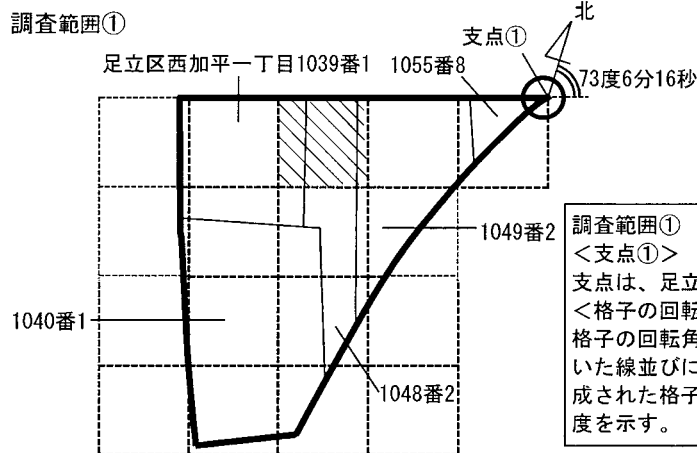
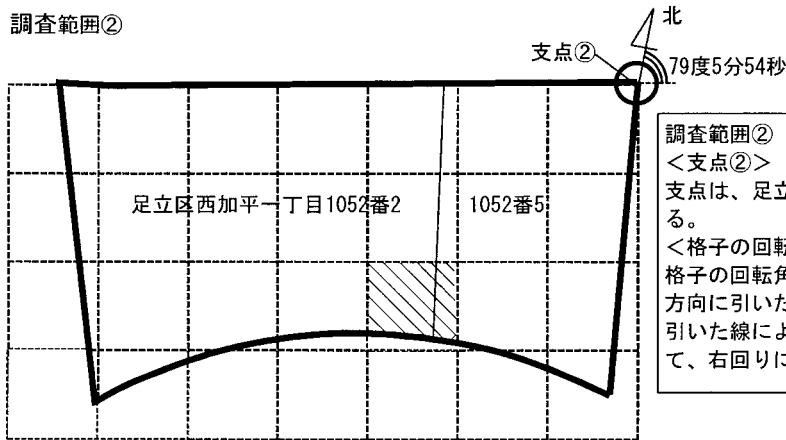


別 図



調査範囲①  
 <支点①>  
 支点は、足立区西加平一丁目1055番8の最北端とする。  
 <格子の回転角度> 73度6分16秒  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



調査範囲②  
 <支点②>  
 支点は、足立区西加平一丁目1052番5の最北端とする。  
 <格子の回転角度> 79度5分54秒  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

<凡例>  
 - - - 単位区画境界線  
 — 筆境界線  
 — 調査範囲  
 ▨ 指定を解除する区域

●東京都告示第八百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
 平成二十八年四月二十二日

東京都知事 外 添 要 一

一 保安林の所在場所

新島村式根島八五番一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び新島村役場に備え置いて縦覧に供する。）

一 保安林の所在場所

大島町泉津字波牛八三四番一、同町泉津字大坂八六〇

番一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び大島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

大島町野増字アイノナホヲ七九番三(次の図に示す部分に限る。)、同町野増字アラトノサワ二一四番一(次の図に示す部分に限る。)、二二三番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び大島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

規則(公)

東京都道路交通規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年4月22日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

●東京都公安委員会規則第8号

東京都道路交通規則の一部を改正する規則

東京都道路交通規則(昭和46年11月30日東京都公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

千代田練馬田無線	練馬区豊玉北三丁目18番地先から練馬区谷原二丁目1番地先まで
----------	--------------------------------

千代田練馬田無線	練馬区豊玉北三丁目18番地先から練馬区谷原二丁目1番地先まで	新宿区西落合四丁目24番地先から練馬区豊玉北三丁目12番地先まで
----------	--------------------------------	----------------------------------

改め、同表日本橋芝浦大森線の項中

品川区東品川四丁目10番地先から大田区平和島三丁目3番地先まで
---------------------------------

品川区東品川四丁目10番地先から大田区平和島三丁目3番地先まで	品川区東品川五丁目10番地先から品川区八潮一丁目4番地先まで
---------------------------------	--------------------------------

改め、同表中

長後赤塚線	板橋区高島平三丁目4番地先から板橋区三園一丁目1番地先まで
-------	-------------------------------

長後赤塚線	板橋区高島平三丁目4番地先から板橋区三園一丁目1番地先まで
-------	-------------------------------

上野月島線	江東区深川二丁目6番地先から江東区門前仲町二丁目5番地先まで
鯉洲大山線	新宿区西落合四丁目24番地先から豊島区南長崎六丁目9番地先まで

特別区道Ⅲ-40号	品川区東品川五丁目6番先から品川区東品川五丁目10番先まで
-----------	-------------------------------

特別区道Ⅲ-40号	品川区東品川五丁目6番先から品川区東品川五丁目10番先まで	品川区東品川五丁目8番地先から品川区東品川五丁目9番地先まで
-----------	-------------------------------	--------------------------------

町営住宅線14号線	瑞穂町長岡一丁目10番地2から瑞穂町箱根ヶ崎西松原57番地6まで
-----------	----------------------------------

町営住宅線14号線	瑞穂町長岡一丁目10番地2から瑞穂町箱根ヶ崎西松原57番地6まで
西部地区画東西線	瑞穂町長岡一丁目13番地18から瑞穂町長岡三丁目10番地2まで
長岡南会館線	瑞穂町長岡四丁目11番地1から瑞穂町長岡二丁目6番地6まで

改める。

附 則

1 この規則は、平成28年4月23日から施行する。

2 この規則の施行の前日、この規則による改正後の東京都道路交通規則（以下「新規則」という。）別表第2に掲げる道路を通行した自動車についての新規則第2条の3及び同表の適用については、なお従前の例による。

### 告 示 (下水)

#### ●東京都下水道局告示第三号

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、南部下水道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十二日

東京都下水道局長 石原清次

一 供用及び処理開始年月日 平成二十八年四月三十日

二 下水を排除及び処理すべき区域 別表のとおり

三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先

四 分流式又は合流式 合流式

五 終末処理場の位置及び名称 大田区大森南五丁目二番二十五号 森ヶ崎水再生センター

別表

区名	町名	街区符号又は地番
大田区	蒲田四丁目	全部告示区域
	四十八番から五十番まで	

#### ●東京都下水道局告示第四号

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水（雨水）を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

平成二十八年四月二十二日

東京都下水道局長 石原清次

一 供用及び処理開始年月日 平成二十八年四月三十日

二 下水（雨水）を排除及び処理すべき区域 別表のとおり

三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先

四 分流式又は合流式 分流式

五 終末処理場の位置及び名称 大田区大森南五丁目二番二十五号 森ヶ崎水再生センター

別表

区名	町名	街区符号又は地番
世田谷区	鎌田四丁目	一部告示区域
	七番及び十二番から十五番まで	

#### ●東京都下水道局告示第五号

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水（雨水）を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、南部下水道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十二日

東京都下水道局長 石原清次

一 供用及び処理開始年月日 平成二十八年四月三十日

二 下水（雨水）を排除及び処理すべき区域 別表のとおり

三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先

四 分流式又は合流式 分流式

五 終末処理場の位置及び名称 大田区大森南五丁目二番二十五号 森ヶ崎水再生センター

別表

区名	町名	街区符号又は地番
世田谷区	岡本一丁目	全部告示区域
	同区 岡本三丁目	一部告示区域
		三十五番及び三十六番
		十番、十五番及び十六番

#### ●東京都下水道局告示第六号

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水（雨水）を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、南部下水道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十二日

東京都下水道局長 石原清次

一 供用及び処理開始年月日 平成二十八年四月三十日

二 下水（雨水）を排除及び処理すべき区域 別表のとおり

三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先

四 分流式又は合流式の別 分流式

五 終末処理場の位置及び名称 大田区大森南五丁目二番二十五号 森ヶ崎水再生センター

別表

街区符号又は地番

区名 町名

一部 告示区域

世田谷 成城一丁目 二十三番、二十四番、二十七番から二十九番まで及び三十一番

### 公 告

市街地再開発事業の規準について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号。以下「法」という。）第二条の二第一項に定める第一種市街地再開発事業について、法第七条の九第一項の規定による規準を次のとおり公告する。

平成二十八年四月二十二日

東京都知事 舩 添 要 一

（趣旨）

第1条 この規準は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下「法」という。）第2条の2第1項の規定により東京都（以下「都」という。）が施行する晴海五丁目西地区の市街地再開発事業（以下「事業」という。）に関し、法第7条の10各号に掲げる事項その他必要な事項を定めるものとする。

（事業の種類及び名称）

第2条 前条の事業の種類及び名称は、晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業という。

（施行地区及び工区に含まれる地域の名称）

第3条 施行地区に含まれる地域の名称は、東京都中央区晴海五丁目の一部とする。

（事業の範囲）

第4条 事業の範囲は、法第2条第1号に規定する市街地再開発事業とする。

（事務所の所在地）

第5条 事業の事務所の所在地は、東京都中央区勝どき一丁目7番3号勝どきサンプラザ東京都第一市街地整備事務所内とする。

（施設建築物の整備）

第6条 施設建築物の整備は、法第99条の2第1項の規定に基づき、同条第2項に規定する特定建築者が行うものとする。

（費用の負担）

第7条 事業に要する費用は、次に掲げるものを除き、都が負担する。

- 一 法第119条ただし書の規定による費用
- 二 法第121条第1項の規定による公共施設管理者負担金
- 三 その他の負担金又は補助金

（運営委員会の設置）

第8条 事業により施行者としての都が取得する建築施設の部分（以下「保留床等」という。）及び特定施設建築物（法第99条の2第3項に規定する特定施設建築物をいう。以下同じ。）の敷地又はその共有持分の譲渡に関し適正な運営を図るため、晴海五丁目西地区第一種市街地再開発事業保留床等処分運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(運営委員会の所掌事項)

第9条 運営委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 保留床等に係る価格の確定に関する事項
- 二 特定施設建築物の敷地又はその共有持分の譲渡価格の確定に関する事項
- 三 その他都市整備局長(以下「局長」という。)が付議する事項

(運営委員会の組織)

第10条 運営委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、委員の互選により、これを定める。
- 3 副会長は、会長が指定する委員をもって充てる。
- 4 委員は、15人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから局長が指定する者をもって充てる。

- 一 東京都組織規程(昭和27年東京都規則第164号)第9条第3項の次長、技監及び理事並びに第10条第1項の部長又はこれに準ずる職にある者
- 二 学識経験を有する者

5 会長は、運営委員会の事務を総理する。

6 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

7 運営委員会の庶務は、都市整備局において処理する。

(運営委員会の開催等)

第11条 運営委員会は、会長が招集する。ただし、初回の運営委員会は、局長が招集する。

2 会長は、運営委員会を招集するときは、あらかじめ日時、場所及び議題を委員に通知しなければならない。

3 委員が出席できないときは、会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

4 第1項ただし書の場合において、前2項中「会長」とあるのは、「局長」と読み替えるものとする。

5 運営委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、開催することができない。

6 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

(保留床等の処分の方法)

第12条 保留床等は、次に掲げる場合を除き、公募により譲渡するものとする。

- 一 法第108条第1項各号に掲げる場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、知事が必要と認める場合

2 前項の規定により保留床等の処分をすることができないときは、運営委員会の議を経て、知事が別に定めるところにより処分することができるものとする。

3 前2項のほか、保留床等の処分に必要な事項は、知事が別に定める。

(特定建築者の公募の公告事項等)

第13条 法第99条の3第1項の規定により特定建築者を公募しようとするときは、次の各号に掲げる事項を公告するとともに、掲示その他の方法により公表するものとする。

- 一 公募により特定建築者に施設建築物の建築を行わせることとなる土地の存する地域の名称、面積及び用途の制限に関する事項
- 二 公募により特定建築者となることができる者に必要な資格に関する事項
- 三 譲渡契約の契約条件を掲示する場所
- 四 申込書の提出場所及び提出期限
- 五 前各号に掲げるもののほか、特定建築者の公募に関し必要な事項

(特定建築者の決定等)

第14条 法第99条の3第1項に規定する特定建築者の公募に必要な事項は、局長が別に定める。

2 法第99条の3第2項の規定に基づき特定建築者を定める場合及び同条第1項に掲げる公募によらないで特定建築者となることができる者のうちから特定建築者を定める場合の決定は、局長が行うものとする。

3 局長は、前項の規定により特定建築者を決定したときは、特定建築者と決定した者にその旨を通知するものとする。

(特定施設建築物の敷地等の譲渡契約の締結)

第15条 特定建築者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、速やかに、特定施設建築物の敷地又はその共有部分の譲渡に関する契約を締結しなければならない。

(特定施設建築物の建築着工の通知)

第16条 特定建築者は、特定施設建築物の建築工事に着手したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(特定施設建築物の敷地等の譲渡代金の納付)

第17条 特定建築者は、特定施設建築物の敷地又はその共有持分の譲渡に係る譲渡代金を、建築工事の完了の公告の日までに納付するものとする。

(事務の委任)

第18条 前3条の規定に関する事務は、局長に委任する。

（審査委員の選任）

第19条 知事は、法第7条の19の規定により、審査委員を選任する。

（審査委員の定数）

第20条 審査委員の定数は、3人とする。

（審査委員の欠格事由等）

第21条 次に掲げる者は、審査委員となることができない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 審査委員は、前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その職を失う。

3 知事は、審査委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、その他審査委員たるに適しないと認めるときは、その審査委員を解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えられないとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。

（審査委員の補充）

第22条 知事は、審査委員に欠員を生じたときは、速やかに補充の審査委員を選任するものとする。

（守秘義務）

第23条 審査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合には、選任した者の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、拒むことができない。

（審査委員の謝礼）

第24条 審査委員に対しては、東京都附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年東京都条例第127号）に準じて報償金を支給する。

（事業年度）

第25条 事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、初年度は事業年度は、法第7条の15第1項の規定による施行の認可を受けた日から翌年3月31日までとする。

（会計に関する事項）

第26条 事業の会計については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、東京都会計事務規則（昭和39年東京都規則第88号）その他の関係法令に定めるところによる。

（公告の方法）

第27条 事業の公告は、東京都公報に登録し、事務所の掲示版のほか、知事が適当と認める場所に掲示する。

附 則

この規程は、事業の施行の認可を受けた日から施行する。

東京都公害防止管理者講習の実施について  
 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百十五号）第六十六条の規定に基づく平成二十八年度東京都公害防止管理者講習を次のとおり実施する。

平成二十八年四月二十二日

東京都知事 外 添 要 一

一 講習を実施する期日

平成二十八年七月十四日（木曜日）から同年八月二十五日（木曜日）までの期間で東京都環境局が指定する期日

二 講習の種類及び講習予定人員

講習の種類 講習予定人員

一種公害防止管理者講習 二百八人

二種公害防止管理者講習 四百八人

三 講習会場

(一) 一種公害防止管理者講習第一回

ティアラこうとう（江東公会堂） 江東区住吉二丁目二十八番三十六号

(二) 一種公害防止管理者講習第二回

東京都南部労政会館 品川区大崎一丁目十一番一号

(三) 二種公害防止管理者講習第一回

東京自治会館 府中市新町二丁目七十七番地の一

(四) 二種公害防止管理者講習第二回

ティアラこうとう（江東公会堂） 江東区住吉二丁目二十八番三十六号

四 受講資格

学歴、年齢、性別、住所地及び勤務先所在地を問わない。ただし、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）別表第十の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に定める各号のいずれかに該当する者に限る。

五 受講手数料

講習の種類 手数料

一種公害防止管理者講習 八千二百円

二種公害防止管理者講習 五千七百元

六 受講申込書受付期間及び受付場所

平成二十八年六月二十日（月曜日）から同月二十二日（水曜日）までの午前九時三十分から正午まで及び午後一時十五分から午後四時三十分まで  
 東京都庁第二本庁舎一階南側 臨時窓口（新宿区西新宿二丁目八番一号）

七 問合せ先

東京都環境局環境改善部計画課（電話〇三（五三八）三四三五）

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 七〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七  
号(代)

郵便番号  
113-0001